

様式第1号(第4条関係)

煙火消費許可申請書

平成 年 月 日

(あて先)見附市長

住所  
代表者

氏名又は名称		
事務所所在地(住所) 電話番号		
職業		
代表者の住所氏名(年齢)		
火薬類の種類及び数量		
目的		
消費(打揚げ)場所		
日時(期間)	自 年 月 日 至 年 月 日 時 分から 時 分まで (雨天の場合は 年 月 日から 日までの間で順延)	
危険予防の方法		
受付欄	経過欄	手数料欄

備考 この申請書を提出するときは、見附市火災予防条例第45条第1項第2号に基づく届出は必要ありません。

## 煙 火 消 費 計 画 書

### 1 消費の概要

種類 区分	3 号 玉	4 号 玉	5 号 玉	6 号 玉	7 号 玉	8 号 玉	10 号 玉	号 玉	小 計	仕 掛	マ ス イ タ ン ！	小 計	合 計
昼													
夜													
計													

(1) 仕掛の種類 ア 棒仕掛 イ 滝仕掛 ウ 打出仕掛 エ その他(\_\_\_\_\_)

(2) スターマインの最大号数 \_\_\_\_\_号玉

(3) 煙火玉の斜め打ちの(有 ・ 無)

・ 打揚方向 ア 海 イ 湖 ウ 河川 エ 遊水地 オ 貯水池 カ その他(\_\_\_\_\_)

・ 試験打揚の(了 ・ 未了)

・ 試験打揚の結果

### 2 製造業者及び打揚業者の住所、氏名又は名称

(1) 製造業者

(2) 打揚業者

### 3 消費場所所在地

(1) 単 発

(2) スターマイン

(3) 仕 掛

4 保安距離

(1) 打揚煙火及びスターマイン

地区区分( 級)措置	最大玉	観衆までの 基準距離	実 距 離	3級、4級措置を 講じた場合の 保安物件までの 基準距離	保安物件名 実 距 離
第1種地区( 級)措置	号玉	m	m	m	m
第2種地区( 級)措置	号玉	m	m	m	m
第3種地区( 級)措置	号玉	m	m	m	m
第4種地区( 級)措置	号玉	m	m	m	m

ア 申請地区区分、措置区分及び基準距離とした理由

イ 保安物件等のうち対象保安物件としないものがある場合の理由及び代替保安措置

(2) 仕掛煙火(スターマインを除く)

区 分		区 分		区 分	
種 類		種 類		種 類	
規 模		規 模		規 模	
保安距離	m	保安距離	m	保安距離	m

(3) 保安間隔

ア 仕掛煙火(スターマインを含む)と打揚煙火の間隔は\_\_\_\_\_mである。

イ 他の打揚従事者の筒に対し\_\_\_\_\_mである。

ウ 消費時の打揚筒等と煙火置場との距離は\_\_\_\_\_mである。

## 5 警戒区域の設定及び警備体制

- (1) 警戒区域は別添見取図のとおり決定する。
- (2) 別添見取図のとおり、立入禁止標識\_\_\_\_\_箇所、警備員の配置\_\_\_\_\_箇所、計\_\_\_\_\_人を配置し、関係者以外の立入りを禁止する。
- (3) 警備本部を(1 設ける。 2 設けない。)別添見取図のとおり
- (4) 警備本部等と警備員・打揚責任者との連絡手段  
1 無線 2 その他( )

## 6 煙火置場

- (1) 設置位置  
別添見取図のとおり
- (2) 構造
  - ア 煙火消費中、煙火置場から煙火等を出し入れする必要がある場合  
1 建物 2 テント張り 3 車両 4 その他  
別添構造図のとおり
  - イ 煙火消費前までに、煙火等がすべてセットされ消費準備が完了するため、煙火消費中、煙火置場から煙火等を出し入れする必要がない場合  
1 容器に難燃性のシートをかける 2 その他(別添構造図のとおり)
- (3) 警戒表示  
「煙火置場」「立入禁止」「火気厳禁」の表示をする。
- (4) 責任者及び見張人  
別添従事者名簿のとおり、責任者を選任し受払いを確実に行うとともに、煙火等を存置する間は見張人を配置する。

## 7 打揚筒等の固定

打揚筒は、次の方法で確実に固定する。

- (1) 支柱に確実に縛り固定する。 ( 号玉用 ~ 号玉用)  
別添筒の固定方法略図のとおり
- (2) 地面等に埋設し固定する。 ( 号玉用 ~ 号玉用)  
別添筒の固定方法略図のとおり
- (3) 筒固定用の箱に入れる。 ( 号玉用 ~ 号玉用、スターマイン用)  
別添筒の固定方法略図のとおり
- (4) その他(方法 号玉用 ~ 号玉用)  
別添筒の固定方法略図のとおり

## 8 消費作業等

- (1) 消費煙火への点火方法は、次の方法で行う。  
ア 電気点火 イ 導火線点火 ウ 投込薬点火 エ その他(\_\_\_\_\_)
- (2) 風速が毎秒\_\_\_\_\_m以上のとき、又は異常気象のときは消費を中止する。

- (3) 警戒区域内の安全を確認しない限り、煙火の消費を行わない。
- (4) 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずる。
- (5) 煙火は使用前に検査し、異常のあるものは使用しない。
- (6) 煙火置場、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所以外には、火薬類を存置しない。
- (7) その打揚げに必要な煙火は、打揚筒の設置場所に携行しない。
- (8) 打揚筒の設置場所に携行した煙火は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋又は覆いをする。
- (9) 煙火の消費中は、打揚火薬の計量をしない。
- (10) 煙火の消費場所の付近に消防用水を備える等、消火のための準備をする。
- (11) 煙火の消費作業に従事する者には、酒気を帯びさせない。
- (12) 消費作業に従事する者及び消費について関係の有る者は、保安帽を着用する。
- (13) 不発煙火が出た場合は、速やかに回収し処理する。
- (14) 単発の打揚筒は、消費中しばしば掃除する。
- (15) 落雷の危険のあるときは、電気点火による消費は行わない。
- (16) 煙火を煙火置場から出し入れする際は、火の粉が入らない状況を確認してから煙火の覆いシート等を開く。

## 9 添付書類、図面

- (1) 煙火消費作業従事者名簿
- (2) 煙火消費保安管理組織図
- (3) 緊急連絡系統図
- (4) 消費場所付近の見取図
- (5) 打揚場所の配置図
- (6) 煙火置場の構造図
- (7) 筒の固定方法図
- (8) 花火大会実施計画書及び花火大会プログラム(作成している場合に添付する)
- (9) 建築物所有者の承諾書(3級措置を講ずる場合)